

行田市

国土強靱化地域計画

行田市役所

令和3年3月31日策定

令和4年4月1日改訂

目 次

第1章	はじめに	
1-1	策定の趣旨	1
1-2	位置付け	1
1-3	策定の進め方	3
第2章	本市の地域特性と過去の大規模自然災害	
2-1	本市の地域特性	4
2-2	過去の大規模自然災害	7
第3章	計画の目標	
3-1	計画推進の基本的な考え方	9
3-2	基本目標	11
3-3	事前に備えるべき目標（行動目標）	11
第4章	脆弱性評価	
4-1	脆弱性評価の考え方	12
4-2	想定する大規模自然災害	12
4-3	「起きてはならない最悪の事態」の設定	15
4-4	脆弱性評価の結果	18
第5章	強靱化に向けた取組	
5-1	施策分野の設定	29
5-2	施策分野と起きてはならない最悪の事態の関係	29
5-3	「事前に備えるべき目標」ごとの施策分野別取組・事業	31
5-4	施策の重点化	48
第6章	強靱化の推進と計画の見直し	
6-1	強靱化の推進	51
6-2	計画の見直し	51

第 1 章

第1章 はじめに

1-1 策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。

また、平成30年12月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済状況等の変化を踏まえ、基本計画に中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトに渡る推進方針が盛り込まれた。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められている。

本市においても、基本法の趣旨やこれまでの教訓を踏まえ、大規模自然災害が発生した場合でも市民の生命と財産を守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持った「強靱な地域」をつくりあげるため、行田市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。

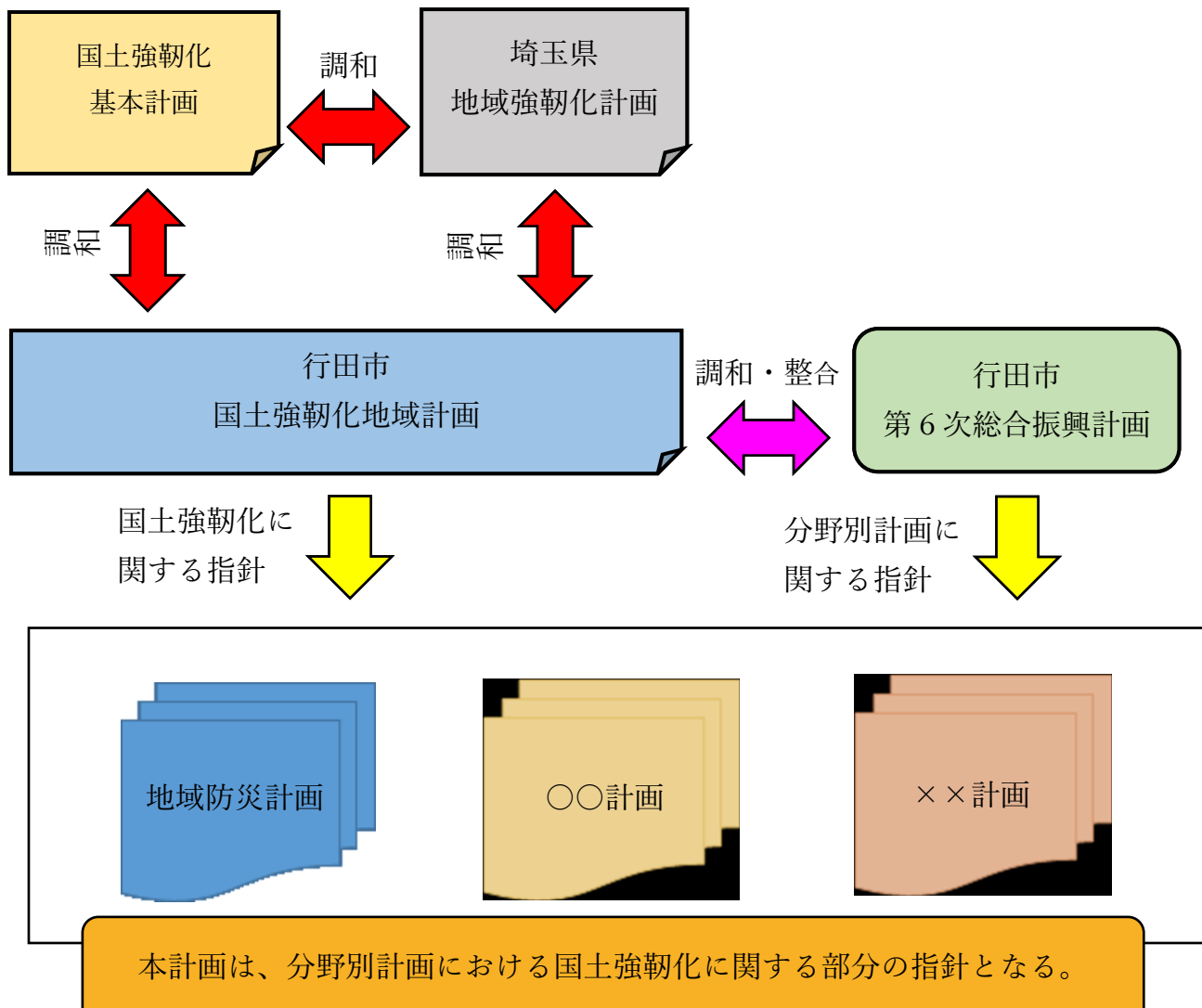
1-2 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として策定するものである。

よって、県土全域を対象とした「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）との調和を保つとともに、「第6次行田市総合振興計画」「行田市地域防災計画」等の各種計画とも整合・調和を図りながら、防災・減災に係る分野においては、本市における様々な計画等の指針となるものとなる。

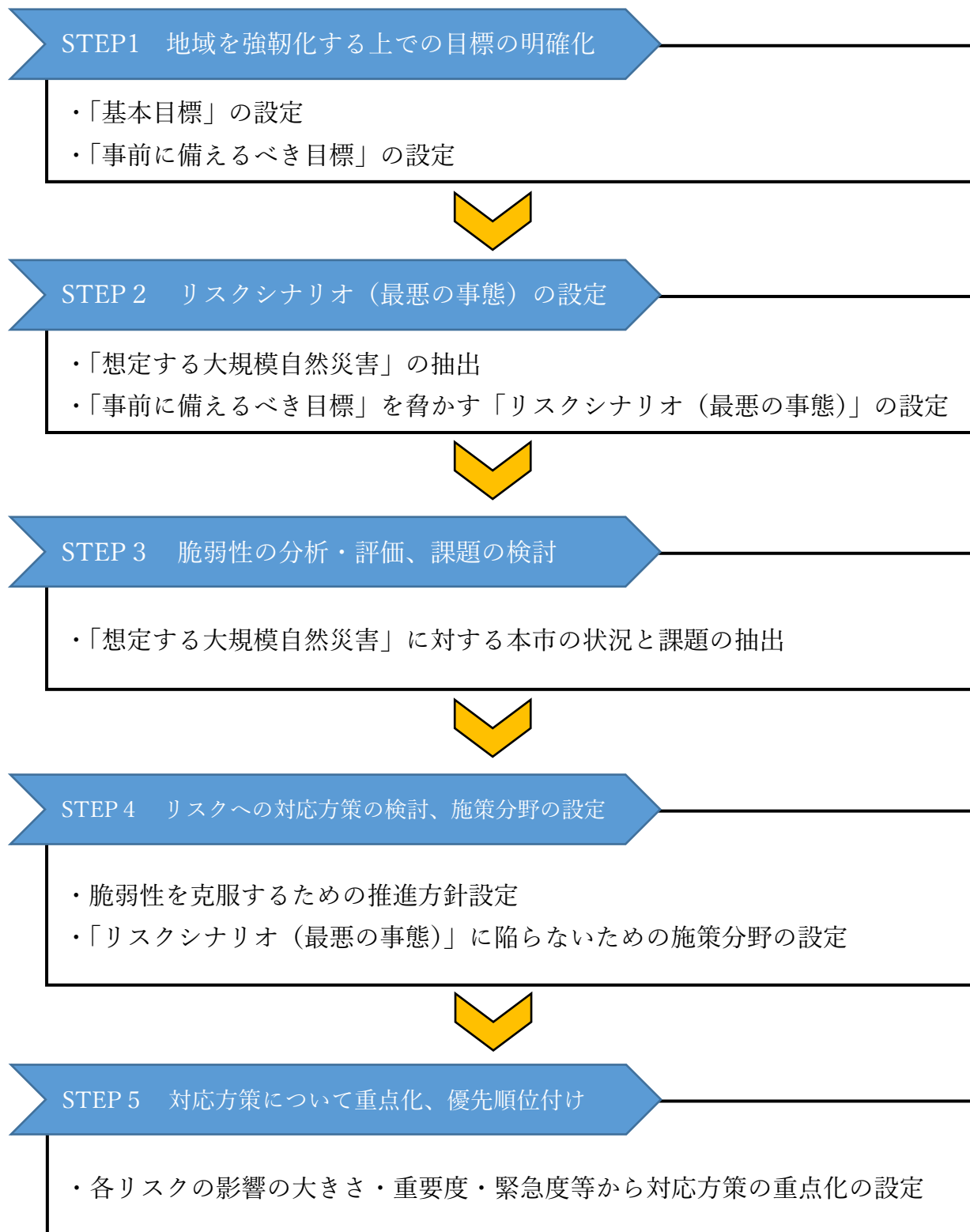
なお、本計画が発災前における平常時の施策を対象とした計画であるのに対して、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災後の応急復旧の取組内容を明確にすることが中心の計画である。

■基本計画、県地域計画、本計画及び関連計画の位置付け



1-3 策定の進め方

本計画の策定に当たっては、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、下記のプロセスに沿って実施した。



第 2 章

第2章 本市の地域特性と過去の大規模自然災害

2-1 本市の地域特性

(1) 位置及び地勢

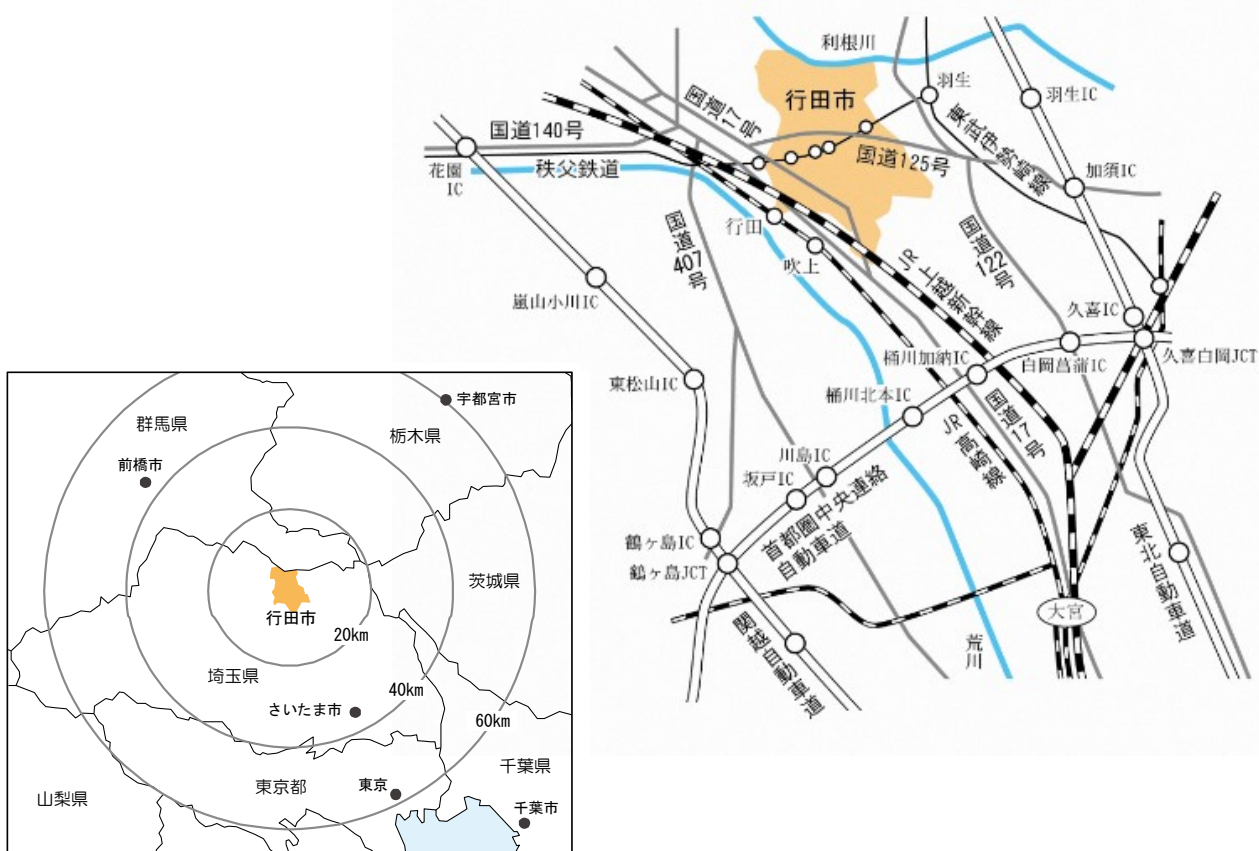
本市は、埼玉県の北部に位置し、東京都心まで約60kmの距離にある。東は羽生市、加須市、西は熊谷市、南は鴻巣市に隣接し、北は利根川を境として群馬県に接している。

市の北には利根川、南には荒川、その他忍川、星川、武蔵水路などが市内を縦横に流れている。

交通面では、都心までを1時間程度で結ぶJR高崎線が市の南西部を南北に、秩父鉄道が市の中央部を東西に走り、共に市民の通勤・通学の足となっている。

幹線道路は、国道17号及び国道17号熊谷バイパスが市内南西部を縦断するとともに、国道125号が市内を東西に横断しており、首都圏及び近隣市と接続している。また、高速交通網である東北自動車道、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジへのアクセスも比較的良好であり、広域的な交通利便性に富んでいる。

位置図



【市役所位置、面積、広ぼう、海拔】

市 役 所 位 置		面 積	広 ぼう う		海 抜
東 経	北 緯		東 西	南 北	
139 度 27 分 33 秒	36 度 8 分 9 秒	67.49 km ²	11.4 km	11.9 km	19.686 m

(2) 地形

本市は、全般的に起伏の少ない平坦な地形をしており、低地と比高差の少ない台地が市内中部から南部にかけて分布する。低地部は、全体としてかなり規模の大きい自然堤防の分布がみられ、そのうちの最も広い自然堤防に主要な市街地が存在している。この自然堤防と台地との間に後背低地が存在するとともに、広い範囲で氾濫平野が広がっている。

(3) 地質

本市のほぼ中央に近い長野及び小見や南部の埼玉・野に分布する微高地は、洪積台地の沈降によって、沖積低地面に近いかあるいは沖積面下に少し埋没した台地で、沖積の被覆層はうすく、その下位は厚さ 4 m 前後の関東ローム層となり、更に砂層が重なっている。自然堤防と後背低地よりなる低地は、砂及びシルト質の沖積堆積物よりなるが、小針沼など特に低湿地として形成されていたところでは、泥炭あるいは泥炭質粘土の堆積することが多い。砂泥質の沖積堆積物は厚さ 10 m 以下で、その下位には砂礫が多く、荒川の新しい扇状地砂礫と考えられている。

(4) 気候

本市の気候は、冬は晴天の日が続き、雨が少なく、また北西の季節風が強く吹くため、空気は乾燥している。夏は南東の季節風が吹き湿気も多く、日中かなり高温となるため、雷の発生が多く、降ひょうを伴うこともある。

令和 3 年における年平均気温は 16.0℃、年間降水量は 1177.0 mm、平均湿度は 67%であった。降水量は、6月の梅雨前線によるものと、9月から10月の台風によるものが多い。

(5) 活断層

市内には、現在のところ活断層は確認されていない。しかし、市周辺には、活断層及び活断層と推定される断層が確認されており、地震時に活動して被害

を及ぼすおそれがある。本市の周辺に位置する活断層は、深谷断層帯及び綾瀬川断層である。

深谷断層帯全体が1つの活動区間として同時に活動する場合、断層帯の長さが約69kmの可能性があることから、マグニチュード7.9程度の地震が発生する可能性がある。

綾瀬川断層帯全体が1つの活動区間として同時に活動する場合、断層の長さが約38kmの可能性があることから、マグニチュード7.5程度の地震が発生する可能性がある。

出典：深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）の長期評価（一部改訂）地震調査研究推進本部地震調査委員会（平成27年4月24日）

（6）人口

市の総人口は、平成12年（2000年）をピークに減少が続いており、令和4年（2022年）1月1日現在で79,324人となっている。

ここ10年間における年齢構成の推移を見ると、平成22年は年少人口（0～14歳）が12.5%、高齢者人口（65歳以上）が22.4%だったものが、令和3年には年少人口が10.4%に減少する一方、高齢人口は31.6%と大幅に増加しており、少子・高齢化が進行している。

生産年齢人口（15～64歳）についても、総人口の減少とともに、65.1%から58.0%へ減少している。

また、市内に住所を有する外国人の数は、令和4年1月1日現在で1,723人となっており、これは市の総人口のおよそ2.2%にあたる。

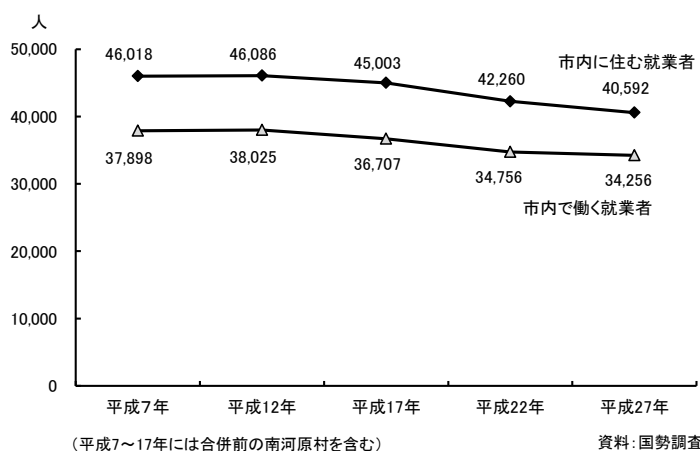
（7）経済

北に利根川、南に荒川、また市内を縦横に流れる水系に恵まれ、米麦作を基幹とした農業地帯として発展してきた。また、古くから「足袋」の産地として今日でも全国にその名を馳せている。

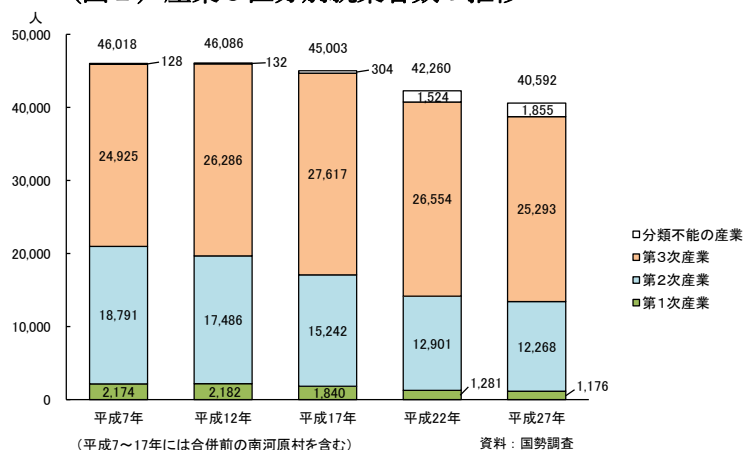
現在は、人口減少や高齢化の影響により、市内在住の就業者及び市内で働く就業者はいずれも減少している（図1）。

産業3区分別の就業者数は、第1次産業及び第2次産業で減少が続く一方、第3次産業は平成17年まで増加が続いていたが、生産年齢人口の減少に伴い、平成22年以降は減少が続いている（図2）。

(図1) 就業者の推移



(図2) 産業3区分別就業者数の推移



産業別事業所数では「卸売業・小売業」「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」が上位を占めているが、いずれの業種も平成24年から平成28年にかけて減少している。

従業者数は、製造業が25.9%と最も多く、次いで「卸売業・小売業」「医療・福祉」「宿泊業、飲食サービス業」が上位を占めている。

2-2 過去の大規模自然災害

(1) 過去の地震被害

大正12年に、関東南部を震源としたマグニチュード7.9の「関東大震災」が発生し、市内においても住家の倒壊など大きな被害があった。

また、昭和6年に埼玉県北部を震源とするマグニチュード6.9の「西埼玉地震」が発生した。

最近では平成23年3月11日にマグニチュード9.0の「東日本大震災」が発生し、市内でも震度5強が観測された。この地震により、住家等において多数の被害が発生した。

(2) 過去の風水害

本市では昭和41年の台風第4号及び台風第26号、昭和54年の集中豪雨、台風第20号、昭和61年の台風第10号及び台風第15号、平成3年の台風第12号、平成23年の台風第6号、令和元年の台風第19号により、市街地を中心に浸水被害等が発生している。このうち、昭和41年6月の台風第4号及び9月の台風第26号、令和元年の台風第19号は、市内に甚大な被害を与え、災害救助法が適用された。

平成25年の台風第18号に伴う突風では、市内に竜巻が発生し、住家被害が一部破損81件、非住家被害が一部破損23件の被害が発生した。

また、令和元年の台風第19号では、住家の被害として床上浸水が55件、床下浸水が201件、非住家の浸水が23件、自動車の浸水が普通車・軽自動車合わせて187台と甚大な被害が発生した。

(3) 過去の雪害

平成26年2月に、2週連続で関東甲信越地方に大雪が降り、本市でも人的被害や建物被害などが発生したほか、交通機関にも大きな影響を及ぼした。また、農業用施設の倒壊や破損など、農業被害も発生した。

第 3 章

第3章 計画の目標

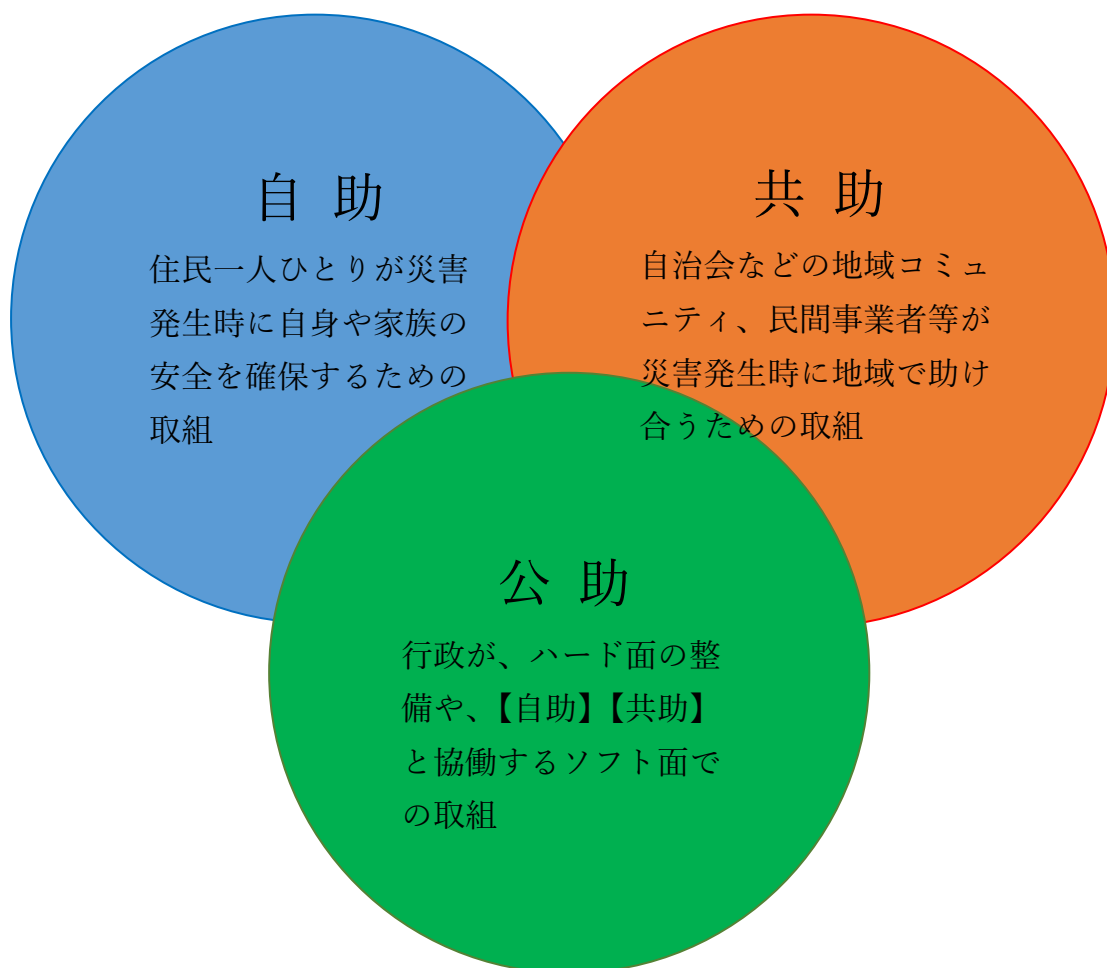
3-1 計画推進の基本的な考え方

本市の強靱化を推進するにあたり、基本計画及び県地域計画を踏まえたうえで、目指すべき将来の地域の姿を想定し、下記の考え方に沿った施策の推進を行う。

(1) 自助、共助、公助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減するためには、ハード整備など行政による公助はもとより、備蓄品の準備やマイタイムラインの作成など個人の自覚に根差した自助と、自治会や自主防災組織をはじめとした身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。

特に昨今の頻発する大規模災害に対しては、国、地方公共団体だけでなく、個人、家庭、地域、民間事業者、関係機関との適切な連携や役割分担の下、日常的な防災・減災に取り組むことで、計画を推進する。



自助・公助・共助の概念

(2) ソフト対策とハード対策の組み合わせ

基本目標を実現するために、施設、設備、資機材の維持管理・改修・耐災害化や代替施設の確保等の「ハード対策」だけでなく、訓練・防災教育、マニュアル更新、地域活動の推進などの「ソフト対策」を災害リスクや地域の状況等に応じた適切な組み合わせにより、効果的に施策を推進する。

(3) 平時における利活用

非常時に防災・減災等の効果を持つことはもちろんのこと、平時にも利活用できる対策となるよう工夫する。

(4) 効率的な施策の推進

人口減少等に起因する需要の変化や、社会資本の老朽化等を踏まえ、施策を実施する。

特に既存の設備の利用促進や、適切な維持管理などにより、費用を縮減しつつ効率的な施策の推進を行う。

(5) 地域特性に応じた施策

人のつながりや地域コミュニティの向上など、地域において市の強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境を整備する。

特に女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人、LGBTQなどのいわゆる性的マイノリティの方々にも十分配慮された施策を講じる。

また、地域特性に応じて、環境、景観、文化財などに配慮し、特に埋蔵文化財や歴史的価値の高い建築物の多い本市では、これらを考慮した施策を推進する。

3-2 基本目標

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の地域特性から次の基本目標を設定した。

1. 市民の生命を最大限守ること
2. 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
3. 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
4. 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

3-3 事前に備えるべき目標（行動目標）

基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進し、上記基本目標を達成するために必要な事項として、次の事前に備えるべき目標（行動目標）を設定した。

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し早期に復旧する
- 目標6 経済活動の機能を維持する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第4章

第4章 脆弱性評価

4-1 脆弱性評価の考え方

基本法第9条第1項では、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこととなっている。

また、基本計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性評価の結果を踏まえ、必要な施策の推進が定められている。

脆弱性評価は、想定した大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないよう対策を講じているかを評価するものである。

本計画の策定においても、大規模自然災害等を想定し、そこから「起きてはならない最悪の事態」を設定したうえで、脆弱性の評価と取り組むべき施策の検討を行った。

4-2 想定する大規模自然災害

本計画では、県地域計画及び本市の地域特性から、次の3種類の大規模自然災害について想定する。

- 地震
- 風水害
- 雪害

(1) 地震に関する想定

■海溝型地震

海溝型地震とは、海側のプレートが陸側のプレートの下に沈み込み、巻き込まれた陸のプレートの先端が元に戻る際に発生する地震をいう。

本市では平成25年11月に公表された埼玉県地震被害想定調査に基づき、次の3つの地震を想定している。

想定地震名	想定規模 (マグニチュード)	想定震度	今後30年以内の 発生確率
東京湾北部地震	M7.3	5強	70%程度
茨城南部地震	M7.3	5強	70%程度
元禄型関東地震	M8.2	5弱	ほぼ0%

■活断層型地震

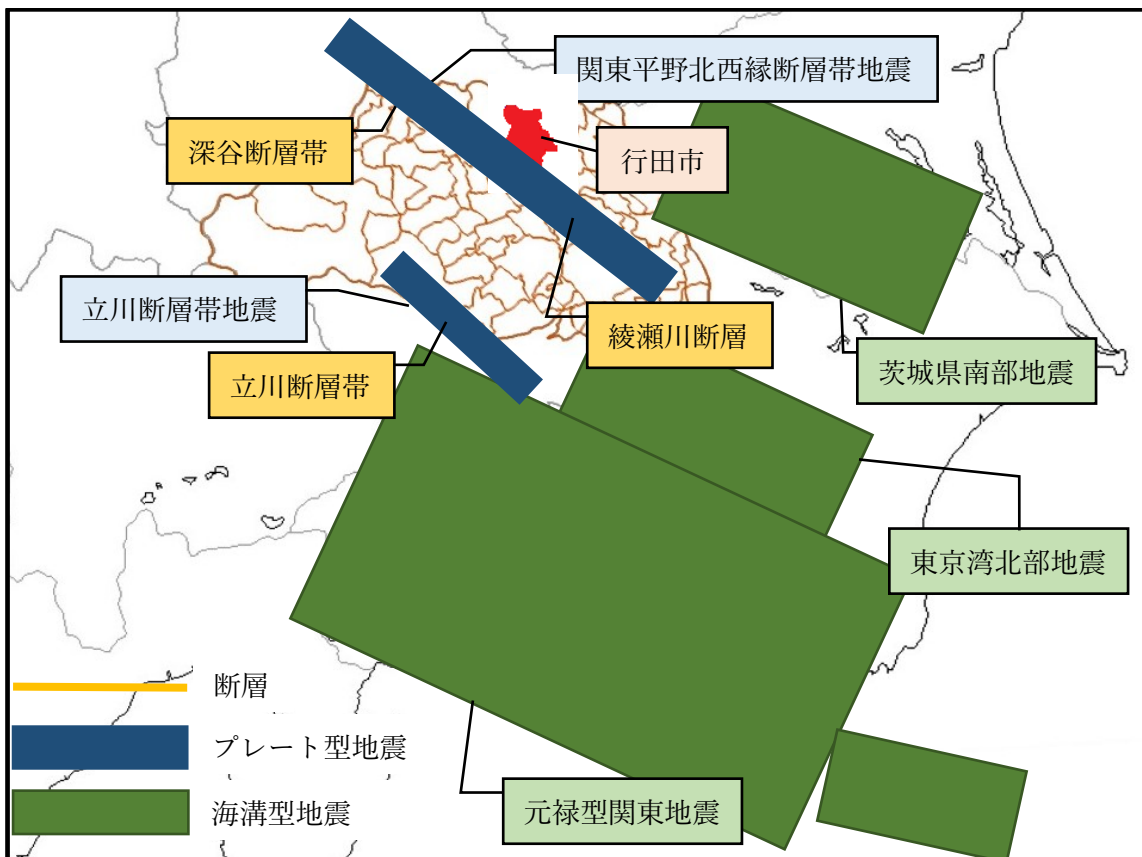
活断層型地震とは、陸側のプレート内部で断層運動により発生する地震をいう。

本市では前記の埼玉県地震被害想定調査に基づき、次の2つの地震を想定している。

なお、本市で想定する「関東平野北西縁断層帯地震」とは、深谷断層帯及び綾瀬川断層が連動して活動した場合に発生する大型地震をいう。

想定地震名	想定規模 (マグニチュード)	想定震度	今後30年以内の 発生確率
関東平野北西縁 断層帯地震	M8.1	6強～7	ほぼ0%～0.008%
立川断層帯地震	M7.4	5弱～5強	0.5%～2%

【想定地震の断層位置図】



(2) 風水害に関する想定

■水害

本市は、地形的に見ても、氾濫平野、後背低地、旧河道等の低地地形が広範囲を占めているため、前線の停滞等による集中豪雨や台風が来襲するたびに、市街地を中心に浸水被害が発生している。

洪水予報指定河川は利根川水系利根川及び荒川水系荒川であるが、本市は両河川に挟まれる形で位置していることもあり、市内のほぼ全域が水防法に基づく浸水想定区域に指定されている。そのため、河川氾濫等により浸水の被害が発生する可能性が高い。

想定される浸水深は、河川氾濫等の発生する位置により異なるが、地区により0.5m未満～5m以上とばらつきがあり、市役所付近を含む市街地はおおむね0.5m～3m未満と想定している。

また、令和元年台風第19号では、記録的な大雨による影響で、市内各所で大きな被害をもたらしたことから、同規模の浸水被害の発生も想定した。

■風害

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでも発生しうるが、時期的には台風シーズンである9月に被害が発生するケースが最も多い。

国内では、竜巻の強さを6段階で表す藤田スケール(F0～F5の6段階)で、F4以上の竜巻が観測された事例は存在しないため、本計画においては国内最大級と言われる「F3」クラスの竜巻が発生した場合の被害を想定した。

(3) 雪害に関する想定

低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方においても大雪となることがあり、平成26年2月の大雪では、市内でも39.0cmの降雪量が確認されている。

県地域計画においても、平成26年2月と同程度の降雪があった場合の被害を想定していることから、本計画においても同様の降雪があった場合の被害を想定した。

4-3 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画は基本計画や、県地域計画との調和に留意しつつ、両計画にて設定された「起きてはならない最悪の事態」を基に、前述（3-3 事前に備えるべき目標（行動目標））の8つの事前に備えるべき目標に対応する32の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

■本計画における事前に備えるべき目標とそれを妨げる「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	暴風雪や豪雪等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-6	災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により地域の衛生状態が悪化する事態
		2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態
3	交通ネットワーク、 情報通信機能を確保 する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
		3-3	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
		3-4	情報通信が輻輳・途絶する事態
		3-5	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	市の行政機能が停止する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	断水が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6	経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
		7-3	危険物・有害物質等が流出する事態

事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
	8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失が発生する事態

4-4 脆弱性評価の結果

8つの「事前に備えるべき目標」に対する「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行った結果は、次のとおりである。

なお、脆弱性の分析・評価・対応方針の（ ）内には、特に関連性の高い「起きてはならない最悪の事態」を記載した。

事前に備えるべき目標	1 被害の発生抑制により人命を保護する
------------	---------------------

起きてはならない最悪の事態

- 1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-4 暴風雪や豪雪等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-6 災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

脆弱性の分析・評価・対応方針

- 住家・建築物の災害対策（1-1、1-2、1-3、1-4）
 - ・住家及び建築物の耐震化の促進のほか、火災の延焼防止対策、空き家対策の促進などを通じて、防災性の高いまちづくりを行う必要がある。
- 道路関連の災害対策（1-1、1-2、1-3、1-6）
 - ・古い基準で建設された橋梁の耐震補強を図るとともに、経年劣化への対応のため計画的な修繕や更新を進める必要がある。
 - ・生活を支える道路の整備・維持管理を行う必要がある。
 - ・幹線道路は、車両の大型化や交通量の増加に対応するよう計画的な修繕を実施する必要がある。
 - ・安全な歩行者空間や道路幅員を確保するため、主要幹線道路や狭あいな生活道路を改良及び舗装整備する必要がある。
 - ・電柱倒壊による道路の閉塞及び電力の供給停止を防ぐため、無電柱化を推進する必要がある。
 - ・交通の円滑化を図るため、幹線道路の体系的な整備を推進する必要がある。
 - ・防災拠点等へのアクセス確保のため、緊急輸送道路や橋梁の耐震化を図る必要がある。

■治水施設や河川の整備・改修・機能保全（１－３）

- ・浸水被害を防ぐため、排水施設の計画的な整備・更新や、改修・修繕する必要がある。
- ・流域治水への転換を推進し、雨水貯留浸透施設の整備を行う必要がある。
- ・国や県と連携し、河川や調節池の整備を行う必要がある。

■防災意識の啓発・周知活動（１－１、１－２、１－３、１－４、１－５、１－６）

- ・地震の揺れやすさや浸水想定、風害、雪害等について市民・市内事業所等に周知し、危機管理意識の向上や避難体制の確立など、被害軽減に向けた活動に一層力を入れる必要がある。

■地域防災力の向上（１－１、１－２、１－３、１－４、１－５、１－６）

- ・災害発生時に要配慮者を含めて適切な避難が行えるよう、避難経路の確認や防災用品の準備など、地域の自主防災組織を中心とした避難体制を強化する必要がある。
- ・平時における防災・消火訓練の実施など、積極的な共助の取組が必要である。

■消防体制の強化（１－１、１－２、１－３、１－４、１－５、１－６）

- ・消火や救助、救急など、災害発生時における様々な事象に対して迅速に対応するため、計画的な人員の確保・育成、消防施設及び車両の維持管理・更新、必要な資機材の取得・更新並びに消防水利の維持管理・増設をする必要がある。

■消防団の強化（１－１、１－２、１－３、１－４、１－５、１－６）

- ・消防団員の確保・育成、消防団施設及び車両の維持管理・更新並びに必要な資機材の取得・更新を実施し、地域の消防力強化を図る必要がある。

■情報伝達の強化（１－１、１－２、１－３、１－４、１－６）

- ・防災行政無線のほか、市ホームページ、安全・安心情報メールなど、災害発生時に行われる様々な情報伝達手段の多重化や、停電時にも利用可能な情報伝達手段の利用促進、情報の多言語化などを行う必要がある。

■学校安全教育の充実（１－１、１－２、１－３、１－４、１－６）

- ・災害発生時に、児童生徒が主体的に安全な行動がとれるよう、安全教育を引き続き実施する必要がある。

事前に備えるべき目標	2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
------------	------------------------

起きてはならない最悪の事態

- 2-1 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
- 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
- 2-3 ライフラインの長期停止等により地域の衛生状態が悪化する事態
- 2-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態

脆弱性の分析・評価・対応方針

- 住家・建築物の災害対策【再掲】（2-1、2-4）
- 消防体制の強化【再掲】（2-1）
- 消防団の強化【再掲】（2-1）
- 応急手当の普及・AEDの設置推進（2-1）
 - ・応急手当の正しい知識と技術の習得のため、普通救命講習等の受講推進を図ると共に、AEDの設置を推進する必要がある。
- 医療体制の確保（2-2、2-3、2-4）
 - ・医療の確保について、県、地域の各医療機関と連携体制を整備する必要がある。
 - ・避難行動要支援者を事前に把握し、災害発生時に安否確認できるようにする必要がある。
 - ・各種検診の受診や生活習慣病の予防を啓発し、検診受診率の向上を図ることで、病気の早期発見と治療を促進し、災害発生時にも健康を維持できるようにする必要がある。
 - ・災害発生時の対応について、かかりつけ医等と相談することを推進する必要がある。
- 大規模災害発生時における周辺自治体及び各種関係団体との協定の充実（2-3）
 - ・周辺自治体及び各種団体と協定を締結し、人的・物的な支援を受けることができる体制を整備する必要がある。
 - ・電気・ガス等のライフライン及び公共交通機関等について、速やかに応急対応ができるよう事業者及び関係団体と協議する必要がある。

- 上水道・下水道の業務継続計画（BCP）の推進及び災害対策・復旧対応（２－３）
 - ・水道施設や下水処理施設の耐震化・耐水化など、各種設備、施設の強化を図り、公衆衛生の低下を防ぐ必要がある。
 - ・水道事業及び下水道事業に関する業務継続計画を策定する必要がある。
 - ・応急対応と迅速な復旧ができるよう被害想定や復旧訓練を実施する必要がある。
 - ・下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づいた更新を行い、機能の保持を図る必要がある。
- 広域支援等の受入れ態勢の確立（２－３、２－４）
 - ・本市で対応が困難な場合には、広域的な支援等が必要となるため、円滑な支援が得られるよう受入れ体制を整える必要がある。
 - ・受援計画を策定する必要がある。
- 物資の備蓄・指定避難所の機能強化（２－３、２－４）
 - ・災害発生時に対応できるよう、家庭内備蓄・事業所内備蓄を推進する必要がある。
 - ・備蓄品・資機材の計画的な購入、更新及び各備蓄倉庫への設置を進める必要がある。
 - ・避難所での感染症対策に係る備蓄品・資機材を整備する必要がある。
 - ・避難所となる学校施設（校舎、体育館）について、トイレ等の衛生設備の改善や空調設備の導入を行う必要がある。
 - ・市内公共施設等における情報通信ネットワーク（Wi-Fi等）を整備する必要がある。
 - ・要配慮者に対する備蓄品の充実を図る必要がある。
- 支援物資・人員の受入・供給体制の確立（２－３、２－４）
 - ・支援物資の要請、受入れ、供給が円滑にできる体制を整備する必要がある。
 - ・災害ボランティアセンターの設置及び運営が円滑にできる体制を整備する必要がある。

事前に備えるべき目標	3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
------------	------------------------

起きてはならない最悪の事態

- 3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路の閉塞する事態
- 3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
- 3-3 旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
- 3-4 情報通信が輻輳・途絶する事態
- 3-5 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

脆弱性の分析・評価・対応方針

- 住家・建築物の災害対策【再掲】（3-1、3-2、3-3、3-4）
- 道路関連の災害対策【再掲】（3-1、3-2、3-3）
- 物資の備蓄・指定避難所の機能強化【再掲】（3-1、3-3、3-4）
- 大規模災害発生時における周辺自治体及び各種関係団体との協定の充実【再掲】（3-1、3-4）
- 情報伝達の強化【再掲】（3-4、3-5）

事前に備えるべき目標	4 必要不可欠な行政機能を確保する
------------	-------------------

起きてはならない最悪の事態
 4-1 市の行政機能が停止する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

脆弱性の分析・評価・対応方針施設

- 市役所庁舎・消防庁舎の耐災害化（4-1）
 - ・災害対策本部の設置場所である市役所庁舎や、代替施設である消防庁舎について、浸水対策等の耐災害化を行う必要がある。
 - ・防災行政無線の親局や県防災行政無線の設備などについて、大規模災害発生時にも維持できるよう設置場所の見直し等を行う必要がある。
- 業務継続計画（BCP）の推進（4-1）
 - ・市の業務継続計画を見直し、災害発生時にも柔軟に業務継続ができる体制を構築する必要がある。
- 広域支援等の受入れ態勢の確立【再掲】（4-1）
- 大規模災害発生時における周辺自治体及び各種関係団体との協定の充実【再掲】（4-1）
- 情報伝達の強化【再掲】（4-1）

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し早期に復旧する</p>
-------------------	---------------------------------------

起きてはならない最悪の事態

- 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
- 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
- 5-3 断水が長期化する事態
- 5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
- 5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

脆弱性の分析・評価・対応方針

- 物資の備蓄・指定避難所の機能強化【再掲】（5-1、5-2、5-3、5-4、5-5）
- 大規模災害発生時における周辺自治体及び各種関係団体との協定の充実【再掲】（5-1、5-2、5-3、5-4）
- 住家・建築物の災害対策【再掲】（5-2、5-3、5-4）
- 上水道・下水道の業務継続計画（BCP）の推進及び災害対策・復旧対応【再掲】（5-3、5-4）
- 地域防災力の向上【再掲】（5-5）

事前に備えるべき目標	6 経済活動の機能を維持する
------------	----------------

起きてはならない最悪の事態

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

脆弱性の分析・評価・対応方針

- 個人事業者・事業所・団体等に対する事業継続計画（BCP）の啓発（6-1）
 - ・個人事業者・事業所・団体等に対して事業継続計画（BCP）の策定を啓発し、災害発生後の事業継続及び復旧を促す必要がある。
- 正確な情報に基づく風評被害等の抑止（6-1）
 - ・農業、産業への風評被害を防ぐため、科学的見地に立った正確な情報の収集と、その発信に努める必要がある。
- 住家・建築物の災害対策【再掲】（6-1）
- 治水施設や河川の整備・改修・機能保全【再掲】（6-1）
- 物資の備蓄・指定避難所の機能強化【再掲】（6-1）
- 大規模災害発生時における周辺自治体及び各種関係団体との協定の充実【再掲】（6-1）
- 上水道・下水道の業務継続計画（BCP）の推進及び災害対策・復旧対応【再掲】（6-1）

事前に備えるべき目標	7 二次災害を発生させない
------------	---------------

<p>起きてはならない最悪の事態</p> <ul style="list-style-type: none"> 7-1 消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

<p>脆弱性の分析・評価・対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住家・建築物の災害対策【再掲】（7-1、7-2、7-3） ■地域防災力の向上【再掲】（7-1、7-2、7-3） ■上水道・下水道の業務継続計画（BCP）の推進及び災害対策・復旧対応【再掲】（7-1、7-2） ■消防体制の強化【再掲】（7-1、7-3） ■自然を生かした保水・遊水機能の確保（7-2） <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダム等や土地利用調整により、治水機能を保持する必要がある。 ■個人事業者・事業所・団体等に対する業務継続計画（BCP）の啓発【再掲】（7-3） ■危険物・有害物質等の管理（7-3） <ul style="list-style-type: none"> ・平時より事業所等における危険物や有害物質等の保管・管理方法の指導を行い、管理体制を徹底させるなどの流出防止体制を構築する必要がある。 ・危険物・有害物質等の危険性を周知し、適切な管理や廃棄を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
------------	---------------------------------

起きてはならない最悪の事態

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
- 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
- 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
- 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
- 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
- 8-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失が発生する事態

脆弱性の分析・評価・対応方針

- ごみ処理施設の事業継続計画（BCP）の推進及び耐災害化（8-1）
 - ・ごみ処理施設における事業継続計画を策定及び推進する必要がある。
 - ・耐震性・耐水性など、耐災害化が図られたごみ処理施設を整備する必要がある。
 - ・災害時のエネルギー供給源としての活用を検討する必要がある。
- 道路、橋梁及び歩道橋等の点検（8-2）
 - ・対策が必要となる箇所の早期発見のため、パトロールや点検を継続して推進する必要がある。
- 住宅困窮者に対する仮設住宅の提供（8-2）
 - ・災害による住家の損壊やインフラの崩壊などにより、住宅困窮者が発生した場合の仮設住宅等の確保計画及び提供方法などを検討する必要がある。
- 上水道・下水道の業務継続計画（BCP）の推進及び災害対策・復旧対応【再掲】（8-2、8-5）
- 土地・建物所有者の適切な把握（8-3、8-4）
 - ・所有者不明の土地・建物の発生を抑制し、復旧・復興時に遅滞なく事業着手できる体制を整える必要がある。
- 正確な情報に基づく風評被害等の抑止【再掲】（8-4、8-6）
- 治水施設や河川の整備・改修・機能保全【再掲】（8-5）
- 労働力の確保（8-6）
 - ・人口減少対策の実施や事業所の誘致など、災害発生後の労働力低下を防ぐ必要がある。

■文化財の保護・管理及び情報収集（８－７）

- ・災害発生時に文化財が損害を受けないよう、所有者に対して適切な保護・管理を促す必要がある。
- ・復旧・復興時において緊急的に工事等を実施する必要性が生じた場合にも、文化財等の保護保存を実施し、埋蔵文化財包蔵地の範囲内など特に注意を要する土地を予め把握する必要がある。
- ・文化財が被災した際に、適切な復旧ができるよう事前に調査・情報収集を行う必要がある。

第 5 章

第5章 強靱化に向けた取組

5-1 施策分野の設定

4-3において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策分野として、以下の施策分野を設定する。

施策分野は、基本計画、県地域計画との整合に留意しつつ、本市のまちづくりの指針となる「第6次行田市総合振興計画」と一体的に進捗管理をしていくため、総合振興計画の『基本計画』と一致させた。

[施策分野]

施策分野	総合振興計画での位置づけ
健康・福祉	基本計画1：いきいきと暮らし共に支え合うまち
子育て・教育・文化	基本計画2：未来をひらく人材をはぐくむまち
防災・安全	基本計画3：安全で安心して暮らせるまち
住宅・自然・交通	基本計画4：快適な住環境が整ったまち
農業・産業	基本計画5：個性ある魅力を高めるまち

5-2 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

今後、本市の国土強靱化に必要となる施策を検討するために、既に着手している、又は現在計画している事業に対応する施策分野と、脆弱性評価で設定した「起きてはならない最悪の事態」の関係を整理した（表1）。

(表1) 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

No.	起きてはならない最悪の事態	施策分野				
		健康 福祉	子育て 教育 文化	防災 安全	住宅 自然 交通	農業 産業
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態		○	○	○	
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態		○	○	○	
1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態		○	○	○	
1-4	暴風雪や豪雪等により、多数の死者・負傷者が発生する事態		○	○	○	
1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○	○	○	
1-6	災害対応等の遅れにより、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態		○	○	○	
2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態	○	○	○	○	
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	○	○			
2-3	ライフラインの長期停止等により地域の衛生状態が悪化する事態	○	○		○	
2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態	○	○	○	○	
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態		○	○	○	
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態			○	○	
3-3	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態		○	○	○	
3-4	情報通信が輻輳・途絶する事態	○	○	○		○
3-5	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○	○	○		○
4-1	市の行政機能が停止する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態		○	○	○	
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態		○	○	○	○
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態			○	○	
5-3	断水が長期化する事態			○	○	
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態			○	○	
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○	○	○	○	
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	○	○	○	○	○
7-1	消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態			○	○	
7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態			○	○	○
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態			○	○	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態		○	○	○	
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態			○	○	
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態				○	○
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態				○	○
8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態			○	○	○
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	○			○	○
8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失が発生する事態	○	○		○	○

5-3 「事前に備えるべき目標」ごとの施策分野別取組・事業

脆弱性評価に基づき実施する施策を明確にするため、「3-3 事前に備えるべき目標（行動目標）」ごとに、「5-1 施策分野の設定」にて設定した分野における、防災・減災に資する事業や、強靱化に寄与する主な事業や取組と、事業及び取組の所管課を記載した。

また併せて、関係機関において本計画に記載された事業に係る個別の事業計画等（以下、「事業計画等」という）を策定した場合には、事業の名称、概要、KPI 等などが記載されている計画名称及びページ数を記載した。

なお、事業計画等については、本市所管課に限らず国及び県が作成する各種計画中に記載された本市の事業についても含まれるものとする。

事前に備えるべき目標 1：被害の発生抑制により人命を保護する

推進方針

- ・住家、建築物の耐震化を推進する。
- ・道路関連施設の点検、維持、修繕、改修、耐災害化などを推進する。
- ・河川、治水施設の点検、維持、修繕、改修、耐災害化などを推進する。
- ・防災教育や啓発、家庭用防災用品、住宅用火災警報器の設置などを推進する。
- ・自主防災組織の活動促進など、地域の支え合い活動を推進し、共助の取組を浸透させる。
- ・救急体制の確保、人員の育成、資機材調達を積極的に行う。
- ・指定避難所等となる施設の維持管理、修繕、改修や、防災備蓄品の拡充を行う。
- ・災害発生時の情報伝達手段の充実、多重化・多様化を図る。

施策分野別の取組内容

《健康・福祉》

○ささえあいマップ作成及び更新<福祉課>

└行田市地域福祉推進計画 P 3 5、3 6、4 8～5 1 参照

○民生委員等の活動支援<福祉課>

○高齢者福祉サービスの充実<高齢者福祉課>

《子育て・教育・文化》

○文化財保護事業<文化財保護課>

○小中学校校舎等改修事業<教育総務課>

└行田市学校施設長寿命化計画 P 4 0～5 0 参照

○小中学校屋内運動場等改修事業<教育総務課>

└行田市学校施設長寿命化計画 P 4 0～5 0 参照

○学校保健事業<教育指導課>

└行田市教育行政重点施策 P 5 参照

- 特別支援教育推進事業＜教育指導課＞
 - ↳行田市教育行政重点施策P 2 参照
 - ↳行田市特別支援教育推進計P 1 4 参照
- スポーツ関連施設維持管理・改修・修繕事業＜生涯学習スポーツ課＞
 - ↳行田市建築物耐震改修促進計画P 4～1 1 参照
- まちづくり出前講座＜生涯学習スポーツ課＞
- 公民館管理運営事業＜中央公民館＞
 - ↳行田市建築物耐震改修促進計画P 4～1 1 参照

≪防災・安全≫

- ハザードマップ等啓発資料作成・配布＜危機管理課＞
- 安全・安心情報メール配信＜地域活動推進課・危機管理課＞
- 地域防災力の向上＜危機管理課＞
- 防災教育・訓練の実施＜危機管理課＞
- 水防訓練の実施＜危機管理課＞
- 地域防災計画・水防計画の策定＜危機管理課＞
- 自主防災組織強化・補助金交付＜危機管理課＞
- 流域貯留浸透事業＜道路治水課＞
 - ↳忍川浸水対策重点地域緊急事業計画 参照
- 総合内水対策緊急事業＜道路治水課＞
- 消防車両及び資機材更新事業＜消防本部＞
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金対象事業＜消防本部＞
- 消防緊急通信指令施設整備事業＜消防本部＞
- 消防団装備の充実及び消防団員加入促進＜消防本部＞
- 住宅用火災警報設置推進事業＜消防本部＞
- 消防水利維持管理事業＜消防本部＞
- 街角消火器維持管理事業＜消防本部＞
- 消防力の適正配置＜消防本部＞

≪住宅・自然・交通≫

- 道路舗装修繕事業＜道路治水課＞
 - ↳幹線道路舗装修繕計画P 1 0 参照
- 幹線道路整備事業＜道路治水課＞

- 狭あい道路整備等促進事業<道路治水課・建築開発課>
 - ↳埼玉県住宅・建築物安全ストック形成事業等整備計画(防災・安全) P 2 参照
- 橋梁長寿命化事業<道路治水課>
 - ↳行田市橋梁長寿命化修繕計画 P 2 1 9 ~ 2 2 9 参照
- 橋梁耐震化事業<道路治水課>
- 無電柱化推進計画事業<道路治水課>
- 踏切道改良計画事業<道路治水課>
- 通学路安全対策事業<道路治水課・交通対策課>
 - ↳第 5 期通学路整備計画(R 4 ~ R 8)
- 立地適正化計画の策定検討<都市計画課>
- 既存木造住宅耐震化補助事業<建築開発課>
- 老朽空き家等解体及び空き家等の利活用支援<建築開発課>
- 空き家等の適正な管理の促進<建築開発課>
- 公営住宅等整備事業(改修・解体)<営繕課>
 - ↳行田市営住宅個別施設計画(長寿命化計画)別紙様式 1、別紙工程表 参照
- 市営住宅管理事業<営繕課>

事前に備えるべき目標2：救助・救急・医療活動により人命を保護する

推進方針

- ・住家、建築物の耐震化を推進する。
- ・救急・医療体制の確保、人員の育成、資機材調達を積極的に行う。
- ・検診受診率向上や生活習慣病予防、感染症対策などの啓発を行う。
- ・指定避難所等となる施設の維持管理、修繕、改修や、防災備蓄品の拡充を行う。
- ・災害協定の締結や受援体制の整備を推進する。
- ・上下水道関連施設の計画的な更新、改修を実施する。

施策分野別の取組内容

《健康・福祉》

- 特定健康診査の実施＜保険年金課＞
- 特定保健指導の実施＜保険年金課＞
- 人間ドックの実施＜保険年金課＞
- 後期高齢者健康診査の実施＜保険年金課＞
- がん検診の実施＜健康づくり課＞
- 予防接種の実施＜健康づくり課＞
- 感染症予防＜健康づくり課＞
- 休日急患診療実施委託＜健康づくり課＞
- 熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業の実施＜健康づくり課＞
- 第二次救急輪番制病院運営費補助事業の実施＜健康づくり課＞
- 第三次救急医療運営費補助事業の実施＜健康づくり課＞

《子育て・教育・文化》

- 小中学校校舎等改修事業【再掲】＜教育総務課＞
- 小中学校屋内運動場等改修事業【再掲】＜教育総務課＞
- 学校保健事業【再掲】＜教育指導課＞
- スポーツ関連施設維持管理・改修・修繕事業【再掲】
＜生涯学習スポーツ課＞

○公民館管理運営事業【再掲】＜中央公民館＞

≪防災・安全≫

- ハザードマップ等啓発資料作成・配布【再掲】＜危機管理課＞
- 地域防災力の向上【再掲】＜危機管理課＞
- 災害備蓄品等整備事業＜危機管理課＞
- 防災備蓄倉庫整備・改修事業＜危機管理課＞
- 消防車両及び資機材更新事業【再掲】＜消防本部＞
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金対象事業【再掲】＜消防本部＞
- 消防緊急通信指令施設整備事業【再掲】＜消防本部＞
- 消防学校等専門教育研修に関する事業＜消防本部＞
- メディカルコントロール協議会連携事業＜消防本部＞
- 救急救命講習の実施＜消防本部＞
- A E D設置促進事業＜消防本部＞

≪住宅・自然・交通≫

- 既存木造住宅耐震化補助事業【再掲】＜建築開発課＞
- 配水管等布設整備事業＜水道課＞
- 浄・配水施設整備事業＜水道課＞
- ストックマネジメント事業＜下水道課＞
 - ↳行田市下水道ストックマネジメント計画P3～P4 参照
- 下水道総合地震対策事業（仮称）＜下水道課＞
 - ↳行田市公共下水道総合地震対策計画P10 参照
- 下水道施設耐水化事業（仮称）＜下水道課＞
 - ↳行田市公共下水道総合地震対策計画P10 参照

事前に備えるべき目標3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

推進方針

- ・住家、建築物の耐震化を推進する。
- ・道路関連施設の点検、維持、修繕、改修、耐災害化などを推進する。
- ・指定避難所等となる施設の維持管理、修繕、改修や、防災備蓄品の拡充を行う。
- ・災害発生時の情報伝達手段の充実や情報途絶時の対応を推進するとともに、誤った情報による差別等の防止を図る。
- ・災害協定の締結や受援体制の整備を推進する。

施策分野別の取組内容

《子育て・教育・文化》

- 国際交流イベントの実施<地域活動推進課>
- 人権教育・啓発事業<人権推進課>
- 人権・道徳教育の推進<教育指導課>

《防災・安全》

- 図上訓練等の実施<危機管理課>
- 防災行政無線整備事業<危機管理課>
- 情報収集・伝達手段の強化・多様化事業<危機管理課>
- 交通安全施設設置・修繕事業<交通対策課>
- LED照明灯導入（低炭素化事業）<交通対策課>
- テレビ埼玉データ放送事業<広報広聴課>

《住宅・自然・交通》

- 市内循環バス運行事業<交通対策課>
- 生活路線バス運行事業補助事業<交通対策課>
- 道路舗装修繕事業【再掲】<道路治水課>
- 幹線道路整備事業【再掲】<道路治水課>
- 狭あい道路整備等促進事業【再掲】<道路治水課・建築開発課>
- 橋梁長寿命化事業【再掲】<道路治水課>

- 橋梁耐震化事業【再掲】＜道路治水課＞
- 立地適正化計画の策定検討【再掲】＜都市計画課＞
- 既存木造住宅耐震化補助事業【再掲】＜建築開発課＞
- 老朽空き家等解体及び空き家等の利活用支援【再掲】＜建築開発課＞
- 空き家等の適正な管理の促進【再掲】＜建築開発課＞
- 公営住宅等整備事業（改修・解体）【再掲】＜営繕課＞
- 市営住宅管理事業【再掲】＜営繕課＞

事前に備えるべき目標4：必要不可欠な行政機能を確保する

推進方針

- ・災害協定の締結や受援体制の整備を推進する。
- ・災害発生時の情報伝達手段の充実、多重化・多様化を図る。
- ・市役所の業務継続計画（BCP）の推進や、見直し、改良を行う。
- ・行政関連施設の適正な維持管理、耐災害化を推進する。

施策分野別の取組内容

《子育て・教育・文化》

- 文化関連施設維持管理・改修・修繕事業＜生涯学習スポーツ課＞
- 教育文化センター管理運営事業＜中央公民館＞

《防災・安全》

- 相互応援体制の整備＜危機管理課＞
- 各種防災計画・マニュアルの策定＜危機管理課＞
- ハザードマップ等啓発資料作成・配布【再掲】＜危機管理課＞
- 斎場施設維持・管理事業＜市民課＞

事前に備えるべき目標5：生活・経済活動に必要な
ライフラインを確保し早期に復旧する

推進方針

- ・住家、建築物の耐震化を推進する。
- ・防災教育や啓発、家庭用防災用品、住宅用火災警報器の設置などを推進する。
- ・自主防災組織の活動促進など、地域の支え合い活動を推進し、共助の取組を浸透させる。
- ・災害協定の締結や受援体制の整備を促進する。
- ・上下水道関連施設の計画的な更新、改修を実施する。

施策分野別の取組内容

《健康・福祉》

- ボランティアセンターに関する情報提供＜福祉課＞
 - ↳行田市地域福祉推進計画P 37、38 参照
- 災害ボランティア登録制度の情報提供＜福祉課＞
 - ↳行田市地域福祉推進計画P 50、51 参照
- 共生社会の実現に向けた市民意識の啓発＜福祉課＞
 - ↳行田市地域福祉推進計画P 33～40 参照

《子育て・教育・文化》

- 公民館管理運営事業【再掲】＜中央公民館＞

《防災・安全》

- 相互応援体制の整備【再掲】＜危機管理課＞
- 各種協定締結による災害復旧・支援＜危機管理課＞
- 住宅用火災警報設置推進事業【再掲】＜消防本部＞

《住宅・自然・交通》

- し尿処理施設の適正な管理・運用事業＜環境課＞
- 道路舗装繕繕事業【再掲】＜道路治水課＞

- 幹線道路整備事業【再掲】＜道路治水課＞
- 狭あい道路整備等促進事業【再掲】＜道路治水課・建築開発課＞
- 橋梁長寿命化事業【再掲】＜道路治水課＞
- 橋梁耐震化事業【再掲】＜道路治水課＞
- 立地適正化計画の策定検討【再掲】＜都市計画課＞
- 既存木造住宅耐震化補助事業【再掲】＜建築開発課＞
- 配水管等布設整備事業【再掲】＜水道課＞
- 浄・配水施設整備事業【再掲】＜水道課＞
- ストックマネジメント事業【再掲】＜下水道課＞
- 下水道総合地震対策事業（仮称）【再掲】＜下水道課＞
- 下水道施設耐水化事業（仮称）【再掲】＜下水道課＞

≪農業・産業≫

- 行田市青年等就農計画等認定事業＜農政課＞
- 農業経営改善計画認定事業＜農政課＞
- 農業中間管理事業＜農政課＞
- ほ場整備事業＜農政課＞

事前に備えるべき目標6：経済活動の機能を維持する

推進方針

- ・住家、建築物の耐震化を推進する。
- ・河川、治水施設の点検、維持、修繕、改修、耐災害化などを推進する。
- ・指定避難所等となる施設の維持管理、修繕、改修や、防災備蓄品の拡充を行う。
- ・災害協定の締結や受援体制の整備を促進する。
- ・上下水道関連施設の計画的な更新、改修を実施する。
- ・民間事業者等への事業継続計画の啓発を行う。
- ・正確な情報収集及び情報発信に努める。

施策分野別の取組内容

《防災・安全》

- 帰宅困難者支援体制の整備＜危機管理課＞

《住宅・自然・交通》

- 立地適正化計画の策定検討【再掲】＜都市計画課＞
- 既存木造住宅耐震化補助事業【再掲】＜建築開発課＞
- 配水管等布設整備事業【再掲】＜水道課＞
- 浄・配水施設整備事業【再掲】＜水道課＞
- ストックマネジメント事業【再掲】＜下水道課＞
- 下水道総合地震対策事業（仮称）【再掲】＜下水道課＞
- 下水道施設耐水化事業（仮称）【再掲】＜下水道課＞

《農業・産業》

- イベント支援事業＜商工観光課＞
- 観光関連施設管理業務委託事業＜商工観光課＞
- 商店街等施設整備事業＜商工観光課＞
- 行田市青年等就農計画等認定事業【再掲】＜農政課＞
- 農業経営改善計画認定事業【再掲】＜農政課＞
- 農業中間管理事業【再掲】＜農政課＞

○ほ場整備事業【再掲】＜農政課＞

○遊休農地等有効活用事業補助金＜農政課＞

事前に備えるべき目標7：二次災害を発生させない

推進方針

- ・住家、建築物の耐震化を推進する。
- ・救急・医療体制の確保、人員の育成、資機材調達を積極的に行う。
- ・防災教育や啓発、家庭用防災用品、住宅用火災警報器の設置などを推進する。
- ・自主防災組織の活動促進など、地域の支え合い活動を推進し、共助の取組を浸透させる。
- ・上下水道関連施設の計画的な更新、改修を実施する。
- ・民間事業者等への事業継続計画の啓発を行う。
- ・田んぼダム等の設置や土地利用調整などの治水対策を実施する。
- ・危険物・有害物の取扱事業者に対する啓発を行う。

施策分野別の取組内容

《子育て・教育・文化》

- 学校安全教育【再掲】＜教育指導課＞
- 学校保健事業【再掲】＜教育指導課＞

《防災・安全》

- 流域貯留浸透事業【再掲】＜道路治水課＞
- 総合内水対策緊急事業【再掲】＜道路治水課＞
- 消防車両及び資機材更新事業【再掲】＜消防本部＞
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金対象事業【再掲】＜消防本部＞
- 消防緊急通信指令施設整備事業【再掲】＜消防本部＞
- 消防学校等専門教育研修に関する事業【再掲】＜消防本部＞
- 消防水利維持管理事業【再掲】＜消防本部＞
- 消防力の適正配置【再掲】＜消防本部＞
- 住宅用火災警報器設置推進事業【再掲】＜消防本部＞

《住宅・自然・交通》

- 既存木造住宅耐震化補助事業【再掲】＜建築開発課＞

- 老朽空き家等解体及び空き家等の利活用支援【再掲】＜建築開発課＞
- 空き家等の適正な管理の促進【再掲】＜建築開発課＞
- 公営住宅等整備事業（改修・解体）【再掲】＜営繕課＞
- 市営住宅管理事業【再掲】＜営繕課＞
- 配水管等布設整備事業【再掲】＜水道課＞
- 浄・配水施設整備事業【再掲】＜水道課＞
- ストックマネジメント事業【再掲】＜下水道課＞
- 下水道総合地震対策事業（仮称）【再掲】＜下水道課＞
- 下水道施設耐水化事業（仮称）【再掲】＜下水道課＞

≪農業・産業≫

- 行田市青年等就農計画等認定事業【再掲】＜農政課＞
- 農業経営改善計画認定事業【再掲】＜農政課＞
- 農業中間管理事業【再掲】＜農政課＞
- ほ場整備事業【再掲】＜農政課＞
- 遊休農地等有効活用事業補助金【再掲】＜農政課＞
- 田んぼダム事業＜農政課＞

事前に備えるべき目標 8 : 大規模自然災害被災後でも
迅速な再建・回復ができるようにする

推進方針

- ・道路関連施設の点検、維持、修繕、改修、耐災害化などを推進する。
- ・河川、治水施設の点検、維持、修繕、改修、耐災害化などを推進する。
- ・文化財の適正な維持管理、保存、情報収集などを推進する。
- ・正確な情報収集及び情報発信に努める。
- ・上下水道関連施設の計画的な更新、改修を実施する。
- ・ごみ処理施設の計画的な更新、改修、耐災害化を実施する。
- ・所有者不明の土地・建物の発生を抑制する。

施策分野別の取組内容

《子育て・教育・文化》

- 文化財保護事業【再掲】＜文化財保護課＞
- 日本遺産事業＜文化財保護課＞
- 行田市文化財保存活用地域計画に関する事業＜文化財保護課＞
- 博物館施設改修事業＜郷土博物館＞
- ふるさと学習の推進＜教育指導課＞
 - ↳行田市教育行政重点施策 P 3 参照
- 学校 I C T 活用の推進＜教育指導課＞
 - ↳行田市教育行政重点施策 P 2 参照
 - ↳G I G A スクール構想の実現に向けた計画 P 1 0 参照
- 公民館生涯学習講座等の開催＜中央公民館＞

《防災・安全》

- 被災者支援システム整備事業＜危機管理課＞
- 防犯灯設置及び電気料補助事業＜地域活動推進課＞
- 防犯カメラ設置及び電気料補助事業＜地域活動推進課＞

《住宅・自然・交通》

- 新ごみ処理施設整備事業＜環境課＞

- ごみ処理施設維持管理事業<環境課>
- し尿処理施設の適正な管理・運用事業【再掲】<環境課>
- 立地適正化計画の策定検討【再掲】<都市計画課>
- 老朽空き家等解体及び空き家等の利活用支援【再掲】<建築開発課>
- 空き家等の適正な管理の促進【再掲】<建築開発課>
- 配水管等布設整備事業【再掲】<水道課>
- 浄・配水施設整備事業【再掲】<水道課>
- ストックマネジメント事業【再掲】<下水道課>
- 下水道総合地震対策事業（仮称）【再掲】<下水道課>
- 下水道施設耐水化事業（仮称）【再掲】<下水道課>

≪農業・産業≫

- 行田市青年等就農計画等認定事業【再掲】<農政課>
- 農業経営改善計画認定事業【再掲】<農政課>
- 農業中間管理事業【再掲】<農政課>
- ほ場整備事業【再掲】<農政課>
- 遊休農地等有効活用事業補助金【再掲】<農政課>

5-4 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、各事業や取組の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

本計画では、本市の役割の大きさ、災害発生リスクや本市への影響度、施策の重要性、緊急度等を踏まえ、重点化すべき「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

重点化した分野においては、それらに関連する各事業や取組について一層推進するものとする。

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
		2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者が発生する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-4	情報通信が輻輳・途絶する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	市の行政機能が停止する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-3	断水が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態
6	経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
		8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失が発生する事態

第 6 章

第6章 強靱化の推進と計画の見直し

6-1 強靱化の推進

強靱化に関する市の具体的な取組については、本計画の第5章、行田市地域防災計画並びに各事業計画に基づき、推進するものとする。

また、本市の各事業計画だけでなく、基本計画及び県地域計画と連携させ、市の強靱化の取組を推進していく。

6-2 計画の見直し

本計画は、第6次行田市総合振興計画と整合を図りつつ、社会経済情勢等の変化や国土強靱化に関連する各事業や取組の進捗状況等を考慮しながら、PDCAサイクルを回すことにより、必要に応じて適宜計画内容の見直しを行うこととする。



行田市国土強靱化地域計画

行田市市民生活部危機管理課

〒361-8601

埼玉県行田市本丸2-5

電話：048-556-1111(内線：281、282)

URL:<https://www.gyoda.lg.jp>